

定例記者会見報告事項(平成18年11月29日)

担当課	水産農業課
電話番号	47-1055

事業名等	水産加工経営緊急特別対策事業
------	----------------

事業の概要

平成18年10月9日の北朝鮮による核実験に対する制裁措置により、ベニズワイガニ加工業の加工原料不足等の影響により加工業者の経営悪化が懸念される。

それに対応し、国(水産庁)において制度資金の最大2%の利子助成が決定された。鳥取県も国に協調し水産加工経営緊急特別対策資金を創設し利子補給を行う。

国・県の利子補給で末端貸付金利は0%になるが、保証料0.9%は必要であり、無担保・無保証に近づけるために市で保証料の1/2を助成する。

制度の概要

資金名	水産加工経営緊急特別対策資金
融資枠	50,000千円
対象	水産加工業者(ベニズワイガニ加工業者)等
融資期間	3年以内(据置期間1年以内)
保証料	0.9%
貸付件数	5件想定

$250,000,000 \text{円} \times 3 \text{年} \times 0.009 \times 0.55 \times 1/2 = 1,856,250 \text{円}$ (助成金額)

保証料の支払は2回払い(資金の貸付時に75%、1年後に25%)

平成18年度 $1,856,250 \text{円} \times 75\% = 1,392,187 \text{円}$

平成19年度 $1,856,250 \text{円} \times 25\% = 464,063 \text{円}$

分割返済回数別係数

分割返済を条件とする保証の場合は、年々その残高が減少することを考慮し、保証期限までの返済方法、返済回数により、分割回数別係数を適用し、信用保証料の負担を軽減する。